

# 福岡県遠賀郡遠賀町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成12年に地方分権一括法が制定されて以来、議会は、町民の意思を町政に的確に反映させるため、政策決定及び監視機関であるという機能を十分に駆使しなければならない時代が到来した。

そのような時代の中で、遠賀町議会も地方分権時代にふさわしい町民に身近な意思決定機関として、議会及び議員活動の活性化と充実を図るために必要な基本事項を定めた議会基本条例を平成26年4月から施行している。

本基本条例では、「議会とは何か。議員はどうあるべきか」という命題に対して、町民の皆さんに明確なメッセージを発し、議会の目指すべき道を指し示すことを表明することで、町民の皆さんの負託に全力で応じていくことを誓っている。また、議会における最高規範であるとともに「議会の憲法」と位置付けている。

本議会基本条例策定に当たっては、議会運営委員会を中心に素案を作り、全員協議会での意見聴取や先進地視察、そしてパブリックコメントを経て、平成26年3月定例会で制定した。

本議会基本条例の主なポイントは、以下の6項目である。

- ①議員間の自由な討議の拡大
- ②議会情報の公開
- ③意見交換会の開催
- ④一問一答方式の設定
- ⑤反問権の設定
- ⑥政務活動費の公開

特に、③の意見交換会では、本町区長会と防災対策の強化や地域コミュニティの課題について意見交換会を行った結果、各行政区の取り組みや課題について把握することができた。

## 2 住民に開かれた議会

### (1) 議会広報の充実

議会広報は、昭和56年11月に創刊号を発行して以来、平成28年11月までに144号発行している。平成15年5月からは、委員6名で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、委員自らが編集作業を行ってきたが、平成27年5月には、常任委員会化し、現在では議会広報常任委員会として、活動をしている。

議会広報である「遠賀議会だより」は、5月、8月、11月、2月の年4回だけでなく、必要に応じて発行する臨時号を含め、全戸配布することで、住民に議会活動を周知している。

議会広報には、一般質問の内容や議案などについての説明だけでなく、賛否が分かれた議案についての各議員の賛否状況、そして、「委員会レポート」や「傍聴席から一言」などのコーナーを随時掲載している。

また、平成26年からは議会広報モニター制度を導入し、住民の生の意見を聴くことにより、住民に親しまれ、読みやすい紙面作りを心掛けている。

## (2) 町ホームページにおける議会情報

議会ホームページには、会期予定表や一般質問の通告内容、審議結果だけでなく、本会議の会議録や議会広報、議長交際費、政務活動費を掲載している。

また、平成 26 年 6 月定例会からは、インターネット上で本会議の様子をライブ中継することで、直接、議場に傍聴に来ることができない人でも、気軽に議会の様子を見ていただけるようにしている。

## 3 地域振興のために特別な取組みをした議会

平成 26 年 12 月議会で、「遠賀町地元酒等による乾杯の推進に関する条例」を制定し、同日施行した。

本条例は、「食事等で乾杯する機会がある場合は、本町の農産物を原材料とした日本酒や焼酎、赤しそドリンクといった特産品をなるべく使用してもらう」といういわゆる「乾杯条例」である。

本条例は、本町の特産品を用いた乾杯を推進することにより、住民が本町の魅力を再認識し、地元商品の消費拡大や地産地消の推進を図るとともに、地場産業を守り、地域の活性化につながると考え、町制施行 50 周年を迎えたのを機に、議員提案された。